

規 則

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）第2条第1項第4号の規則で定める地域は、<u>辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地（同条例第2条第1項第1号から第3号までに掲げる地域を除く。）及び別表の市町村名の欄に掲げる市町村の区域のうち同表の旧町村名の欄に掲げる旧町村の区域とする。</u></p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>旧町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市</td> <td>稲葉村 米里村 倉田村 面影村 大和村 美穂村 大正村 豊実村 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南部町</td> <td>手間村 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	市町村名	旧町村名	鳥取市	稲葉村 米里村 倉田村 面影村 大和村 美穂村 大正村 豊実村 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村	略		南部町	手間村 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）	略		<p>鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）第2条第1項第4号の規則で定める地域は、別表の市町村名の欄に掲げる市町村の区域のうち、<u>同表の旧町村名の欄に掲げる旧町村の区域とする。</u></p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>旧町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市</td> <td>稲葉村 米里村 倉田村 面影村 <u>神戸村</u> 大和村 美穂村 大正村 <u>東郷村</u> 豊実村 <u>明治村</u> 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南部町</td> <td>手間村 <u>賀野村</u> 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	市町村名	旧町村名	鳥取市	稲葉村 米里村 倉田村 面影村 <u>神戸村</u> 大和村 美穂村 大正村 <u>東郷村</u> 豊実村 <u>明治村</u> 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村	略		南部町	手間村 <u>賀野村</u> 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）	略	
市町村名	旧町村名																				
鳥取市	稲葉村 米里村 倉田村 面影村 大和村 美穂村 大正村 豊実村 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村																				
略																					
南部町	手間村 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）																				
略																					
市町村名	旧町村名																				
鳥取市	稲葉村 米里村 倉田村 面影村 <u>神戸村</u> 大和村 美穂村 大正村 <u>東郷村</u> 豊実村 <u>明治村</u> 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村																				
略																					
南部町	手間村 <u>賀野村</u> 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）																				
略																					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。